

### 特定事業場に係る暫定基準一覧

○ほう素（単位：mg/L）

業種その他の区分	基準値	適用期間
電気めっき業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	30	R4. 7. 1 ~ R7. 6. 30
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	40	
金属鋳業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	100	
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	40	当分の間
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300	
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500	

○ふっ素（単位：mg/L）

業種その他の区分	基準値	適用期間
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	12	R4. 7. 1 ~ R7. 6. 30
電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	
電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40	
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	15	当分の間
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30	
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50	